

法人 春日部

第 140 号

(平成21年10月号)



ホームページ

社団法人 春日部法人会

〒344-0062 春日部市粕壁東1-20-28 春日部市商工振興センター3階
TEL.048(761)3551 FAX.048(752)8244

春日部法人会

検索

<http://www17.ocn.ne.jp/~kasuhou/>



みんなで回覧しましょう。

〔わが町〕

春日部

押絵羽子板と 特産品まつり

この催しは、春日部市の伝統産業をあらためて見直し、地元への愛着と誇りを再確認してもらうことを目的として行われ、今年で12回目です。春日部駅東口前の会場には押絵羽子板を中心に市の特産品である桐箱、桐たんす、麦わら帽子などが所狭しと並べられ、大勢の客でにぎわいます。押絵羽子板は「邪気をはねのける」といわれ、厄払いに通じる縁起物として知られており、女の子の成長を願うお守りとしても親しまれています。

今年は12月22日(火)・23日(祝)・24日(木)に東武伊勢崎線春日部駅東口駅前で開催されます。

資料提供:春日部市



会場:春日部駅東口駅前

税 務 署 だ よ り

着任のごあいさつ

春日部税務署長

田村 清



この度の人事異動により、春日部税務署長を拝命いたしました田村でございます。

社団法人春日部法人会の皆様方には、日ごろから円滑な税務行政の推進に格別なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

貴法人会は、日ごろから、正しい税知識の普及と納税道義の高揚を図るための各種研修会の積極的な開催や、「花と緑いっぱい運動」などを通じた社会貢献活動を幅広く展開されておられます。

とりわけ、「税を考える週間」における「公開講座」は、当署管内の納税協力団体の先頭になって実施していただいております。この地域になくはならない団体として、着実に会活動を推進されておられます。

これらはひとえに、役員の皆様方が、法人会の基本理念であります「よき経営者を目指すものの団体」として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に貢献することを念頭に、日々献身的にご尽力されてこられたもので、心より敬意を表する次第であります。

今後とも、野原新会長主導のもと、会員の皆様方が一層活発に会活動を展開されますようご期待申し上げます。

ところで、税務を取り巻く環境は、内外の経済社会の変化により一層複雑・困難なものとなる一方で、定員数では厳しい対応を求められている状況にあります。

このような状況のもと、税務に携わる私どもといたしましては、「適正・公平な課税の実現」のため、与えられた人的資源等を最大限に活用して、納税者の利便性向上と行政事務の一層の効率化に取り組んでいく所存でございます。

その取り組みのひとつとなりますe-Taxの普及拡大については、本年度も署の最重要課題として取り組んでいるところであります。

e-Taxは、納税者の皆様の利便性の向上と行政運営の一層の簡素化・効率化を両立させるものであり、その普及拡大によって社会全体がより大きなメリットを享受することになります。

貴会におかれましては、その趣旨を充分にご理解いただき、e-Taxの普及拡大を会の重点目標の一つとして掲げられ、これまでも様々な取組みをしていただいております。

おかげ様で、e-Taxの利用割合もこのところ伸びはじめており、改めまして皆様のご尽力に対し感謝申し上げます。

なお、今回の会報には、野原会長から会員の皆様向けに、税理士の代理送信によるe-Taxの利用に関するメッセージ(チラシ)が同封されていることと思います。e-Taxは皆様の代わりに税理士による代理送信が可能となっておりますので、まだe-Taxをご利用でない場合には、是非、税理士にe-Taxによる申告を依頼いただければと思います。

e-Taxの普及拡大への取組みは、まさに企業経営と社会の発展に貢献するという法人会の基本理念に合致するものでありますので、一層のご協力をお願い申し上げます。

また、国税のもう一つの取組みとしまして、納税者利便向上の観点から、税務署における窓口事務を一つの窓口で一体的に処理する「内部事務の一元化」を、今年の7月からすべての税務署において実施しております。

当署におきましては、他署にさきがけて3年前から実施しておりますが、まだまだ改善すべき点などあろうかと思っております。お気づきの点がありましたら、是非ご意見をお聞かせください。

ところで、公益法人化を目指す貴法人会におかれましては、その実現に向けた取組みを開始しているとお聞きしておりますが、署といたしましても、貴法人会が公益認定を受けることができますよう、できる限りの支援をさせていただく所存であります。

「適正・公平な課税の実現」を使命とする私どもは、貴法人会の皆様をはじめ、多くの方のご協力をいただきながら、国民の皆様から信頼される税務行政に努めて参りますので、今後ともより一層のご理解ご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

結びに、社団法人春日部法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健康とご繁栄を心より祈念申し上げます。着任のあいさつとさせていただきます。

春日部税務署の定期異動の状況

7月10日付で春日部税務署の定期異動がありました。主な異動は、次のとおりです。

	《新任者》	《前任者》
署長	田村 清 関東信越国税不服審判所審判官	石川 修 関東信越国税局徴収部次長
副署長 (総務管徴担当)	丹野 正夫 関東信越国税局徴収部特別国税徴収官	山田 幸男 関東信越国税局徴収部訟務官
副署長 (法人担当)	熊藤 公平 税務大学校研究部教授	中田 義直 佐渡税務署 署長
副署長 (個人資産担当)	野田 高士 留任	
特別国税調査官 (法人担当)	鴫崎 和也 留任	
総務課長	山本 武幸 関東信越国税局総務部広報聴室室長補佐	桜井 昇 関東信越国税不服審判所新潟支所 副審判官
法人課税第1統括官	山崎 義雄 長岡税務署統括国税調査官(法人1)	原田 正男 前橋税務署特別国税調査官(法人)
法人課税第2統括官	小山田 文男 水戸税務署統括国税調査官(法人6)	丸岡 茂樹 足利税務署統括国税調査官(法人2)
法人課税第1上席調査官	中村 弘 留任	

平成21年分の年末調整説明会開催のお知らせ

今年も年末調整を行っていただく時期となりました。

つきましては、年末調整説明会を下記の日程により開催しますので、ご都合のよい会場にお出かけください。

なお、説明会では「年末調整のしかた」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」などのパンフレットを用いて説明しますので、税務署から源泉徴収義務者の方にお送りしていますこれらのパンフレットをお持ちいただくようお願いします。

開催日	開始時間	開催場所
11月16日(月)	10:00~12:00	久喜総合文化会館 小ホール 住所:久喜市大字下早見140番地
	14:00~16:00	
11月17日(火)	10:00~12:00	幸手市保健福祉総合センター(ウェルス幸手) 住所:幸手市天神島1030-1
	14:00~16:00	
11月18日(水)	10:00~12:00	春日部市中央公民館 住所:春日部市柏壁6918番地1
	14:00~16:00	
11月19日(木)	10:00~12:00	岩槻本丸公民館 住所:さいたま市岩槻区本丸三丁目17番1号
	14:00~16:00	

※会場の駐車場を利用される場合は、入口で「年末調整説明会に出席したい」旨、申し出てください。

※ご不明な点等ありましたら、ご遠慮なく税務署にお尋ねください。

お問い合わせ先：春日部税務署 法人課税第二部門 Tel. 048-733-2119 (直通)

e-Tax を利用するには・・・

1

STEP

電子証明書等の準備

① e-Taxで申告等を行う際には、申告等データに電子署名を行っていただく必要がありますので、事前に電子証明書を取得してください。

e-Taxでは、市区町村窓口で発行する「公的個人認証サービス」に基づく電子証明書、登記所が発行する「商業登記に基礎を置く電子認証制度」に基づく電子証明書のほか、民間発行機関等が発行する電子証明書がご利用いただけます。

電子証明書



※税理士等が税務書類(データ)を作成し、納税者に代わって送信する場合には、納税者本人の電子署名を省略することができます。

※給与などの所得税徴収高計算書及び電子納税用データ(納付情報登録依頼)の送信については、電子署名は不要です。

※電子証明書の取得には費用がかかります。具体的な取得方法及び費用については、発行機関にお尋ねください。

※電子証明書について、詳細はe-Taxホームページをご覧ください。

② 利用する電子証明書がICカードに格納されている場合は、ICカードリーダライタが必要です。

※利用する電子証明書の仕様に合ったものを確認の上、家電量販店やインターネット販売等でお求めください(費用がかかります)。

2

STEP

利用者識別番号等の取得

e-Taxを利用するには、利用者識別番号等が必要です。初めてご利用になる場合は、開始届出書を提出し、利用者識別番号等を取得してください。

開始届出書は、e-Taxホームページからオンラインで提出することができ、利用者識別番号等がオンラインで発行(通知)されます。

3

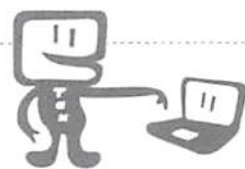
STEP

電子証明書等の登録(初期登録)

「e-Tax ソフト」や「確定申告書等作成コーナー」から電子証明書等を初期登録してください。

※e-Taxソフトは、e-Taxホームページから無償でダウンロードできます。

※個人の方の所得税及び消費税の確定申告については、e-Taxソフトを使用しなくても、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で初期登録ができ、そのまま作成した申告データをe-Taxへ送信して電子申告することができます。



詳しくは、e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp をご覧ください。

利用開始の手続、利用時間、パソコンの環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしていますので、ご利用前にご確認ください。

Q イータックス

検索

今年もやります 法人会

(社)春日部法人会・地域社会貢献運動 「花と緑いっぱい運動」を展開



H21年8月22日(土)
蓮田市民まつりにて

自然と人間の関わりを考えよう!

「自然と人間の調和—環境共生へチャレンジ」をテーマに「花と緑いっぱい運動」として、そのイズムをアピールし、法人会のイメージアップキャンペーンを展開する。各種講演会等を公開。又 各地産業祭で花の種、チラシ等を配布、自然を大切にするキャンペーンを展開。

又「税を考える週間」行事も兼ね「税のマンガ」「税のチラシ」等を配布。講演会等でもアピールするとともに、埼玉県「緑のトラスト運動」への協力とトラスト募金を実施する。また11月11日から17日迄の税を考える週間には公開講座を行う予定です。

公開講座

11月17日 PM3:00~5:00 久喜総合文化会館小ホール

- ①三遊亭楽生師匠 落語
- ②春日部税務署長 講演
- ③税の紙芝居「カッパのいたずら」上演 他

支 部	実施年月日	催し名及び開催場所
春日部	10/24 (土) 25 (日)	かずかべ商工まつり ／春日部市大沼運動公園
岩 槻	11/ 8 (日)	岩槻区民やまぶきまつり／岩槻文化公園
久 喜	10/18 (日)	第22回久喜市民祭り／久喜駅前 (西口・東口)
蓮 田	4 / 4 (土) 8 /22 (土)	桜まつり／元荒川河川敷 はすだ市民まつり／蓮田市「のくぼ通り」
幸 手	10/18 (日)	幸手市民まつり／市内中央通り
宮 代	10/26 (日)	みやしろ産業祭／宮代町商工会駐車場
白 岡	8 / 1 (土) 11/21 (土)	商工まつり／白岡町庁舎駐車場 農業まつり／白岡味彩センター
菫 蒲	11/ 3 (火)	産業祭／あやめ公園
栗 橋	11/15 (日)	商工まつり／栗橋やさしさ・ときめき祭 ／栗橋総合文化会館前庭
鷺 宮	11/18 (土)	コスモスフェスタ ／商工祭／鷺宮町庁舎前駐車場
杉 戸	11/ 3 (火)	杉戸町産業祭／アグリパークゆめすぎと
庄 和	8 / 29 (土) 11/ 8 (日)	庄和夏祭り／総合公園グランド 産業祭／総合公園グランド
本 部	随 時	本部対応の税務講習会等

租税教育用紙芝居「カッパのいたずら」

無料で貸出致します



法人会では地域社会貢献運動に取り組んでおり

ます。春日部法人会としては、税を考える週間の広報活動も兼ねて、「花と緑いっぱい運動」を行っており、秋の各地の産業祭・商工祭等において、花の種、税のチラシ、税のマンガ等を配布したり、講演会等でも公開して開催し、アピールしております。さらに法人会として租税教育を推進する方針とし、紙芝居「鬼太郎たちと税について考えよう カッパのいたずら」を作成しました。無料で貸出しますのでいろいろな集まりで是非ご利用ください。

法人会の基本的指針

法人会は
よき経営者をめぐるもの団体として
会員の積極的な自己啓発を
支援し
納税意識の向上と
企業経営および社会の
健全な発展に貢献します
法人会のキャッチフレーズ
めざまし 企業の繁栄と社会への貢献(法人会)

全国法人会総連合

平成22年度 税制改正に関する提言

基本事項

はじめに

100年に一度の危機に遭遇していると言われる日本経済は、2009年4-6月期の実質国内総生産(GDP)が1年3ヶ月ぶりにプラスに転じ、最悪期を脱しつつある。しかし、景気は底這い状態で、その前途は予断を許さない。

世界を見渡すと、今回の金融危機で、最も大きなダメージを受けたのは日本であり、火元のアメリカはもとよりヨーロッパよりもその影響は大きかった。その理由は、日本経済が輸出依存度の高い体質であったこと、とりわけ輸出品の中心が付加価値の高い工業製品であったため、海外景気の悪化ペースを上回って外需が落ち込み、経済が急降下したためである。しかし、今回の不況は世界的な金融津波という外的要因が原因で、自分たちに落ち度がないと判断することは必ずしも事態を正確に捉えたものではなく、問題解決に取り組む上での正しいスタンスとは言えない。今、必要なのは危機問題の本質を正確に捉え、日本の経済運営の問題点をきちんと認識し、その上で税制面を含めた対応策をとることである。

現在の景気は、巨額な財政支出で辛うじて支えている。しかし、中期的には先進国中最悪の財政赤字を削減することが大きな課題となる。少子高齢化、グローバル化など経済社会の構造変化に対応した税制の構築は急務である。特に、外需に過度に依存する経済構造から脱却するためには、地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制は欠かせない。そのため、法人税率(軽減税率を含む)の引き下げと事業承継税制の確立を最重要課題として提示する。

以上を踏まえ、会員の総意として「今後の望ましい税制のあり方」をテーマに平成22年度税制改正に関する提言を取りまとめた。

総論

第一 経済社会の今後のあるべき姿

政府は月例経済報告で景気の基調を「このところ持ち直しの動きがみられる」と指摘し、日本銀行も金融政策決定会合後の公表文で「景気は下げ止まっている」と表現している。しかし、その一方で不安材料も多い。完全失業率は5%台になり、雇用の悪化は止まらない。企業の設備投資意欲も停滞している。雇用と設備投資が不振になると、消費や企業収益が低迷することになり、経済は負の悪循環に陥るおそれがある。特に、中小企業を取り巻く環境は一層厳しさを増し、先行きに見通しの立たないところが多い。

こうした中で、政府は経済財政運営の基本指針となる「骨太の方針2009」を決定した。焦点の社会保障費については抑制方針を撤回し、財政健全化目標も先送

りした。目標達成のために、歳入面では2011年度から消費税を含む税制抜本改革を描いた「中期プログラム」の実行を挙げている。しかし、肝心の歳出面を具体的にどう削減するのかについては触れられておらず、大いに不満が残る。

現在の財政出動は、経済の下支え効果をねらったものであり、未来永劫に続けてよい訳ではない。その意味で、行財政の無駄をなくす不断の努力を続けるべきである。

第二 行財政改革の推進

政府はすでに行政改革推進法等関連法の中で、国の行政機関の定員5%の削減、31特別会計の統廃合、公会計制度の整備、政府系金融機関改革を示し、実行に移している。2009年度末には、国の行政機関の定員は2万人減の約31万人となり、国家公務員の人件費も2005年度に比べ1,200億円減り、総人件費は5兆3,195億円となる見込みである。また、国の「骨太の方針2009」では、今後5年間で10%以上の定員合理化計画を決めている。

しかし、その内容は民間の行っているリストラ策に比べて生ぬるいものであり納得できない。2009年度当初予算では、公益法人支出の削減、特別会計支出の見直し、行政コストの削減等が盛り込まれたが、その後の経済対策の名目で特殊法人の施設整備費や官製基金への出資金等の無駄な支出が目立った。

一方、都道府県や市町村も民間平均を越える高額退職金を支給し、その原資を調達するために借金をしているのが実情である。

国や地方自治体は、今後さらに行政経費を切り詰め、国・地方議員定数の削減、公務員制度改革等が急務である。将来は道州制に向けての具体策の検討等、行政組織の簡素合理化を行い、より小さな政府に向けて努力すべきである。

第三 社会保障制度・国民負担のあり方

わが国は急速に進む少子高齢化のために社会保障関係予算が急増し、国の歳出の4分の1を占めるに至っている。同時に、少子化の進展に伴い、現役世代が高齢者を支えるという現行の年金等社会保障制度の維持が難しくなってきた。

こうした情勢を考慮すると、社会保障については国民が納得できるような制度に向けての改革が是非とも必要である。特に年金については、若い層ほど将来の年金に対する不信感が強い。日本の年金制度は高齢化が急速に進むにもかかわらず、高すぎる年金支給額を約束し、しかも改革が後手に回ってきた。こうした点から、中高年者の不安、若者の制度に対する不信感を解消するため、保険料と税負担のあり方や、世代間・世代内の受益と負担の公平等の中期ビジョンを明確にすべきである。なお、保険料の企業負担は限界に達しており、これ以上の負担には耐えられないことを指摘したい。

また、政府が示した中期プログラムでは、社会保障番号・

カード(仮称)を2011年度を目途に導入するとしている。今後、子育て等に配慮した低所得者支援(給付付き税額控除)などが検討されることになっているが、その実施のためには正確な所得を捕捉するための担保が必要となる。社会保障番号・カードの導入が検討される際には、納税者番号制度をはじめ、各種制度の横断的な活用を図れるような制度設計を行うべきである。

社会保障費の増大は、将来の国民負担増を招く。ある程度の増加はやむを得ないが、他の経費の無駄を省き、将来も財政赤字を含めた潜在的国民負担率を50%程度にとどめるべきである。

第四 国と地方のあり方

わが国の中央集権システムは、国・地方の経済発展に大きく貢献してきたが、最近ではそのシステムの生み出す非効率性等無駄の方が目立つようになってきた。これからは地方がその実情に応じ、受益と負担の原則のもとで自らが選択し、最適な状況を決める分権型システムへの転換が求められている。そこで、地方がリストラを進めると同時に、国から地方への補助金の削減、地方交付税の改革、税源委譲等三位一体改革が進められている。

この問題については、地方分権推進委員会が、新分権一括法案を取りまとめる予定だが、国と地方の役割分担の明確化、行政の効率化による歳出削減、道州制の導入など一層の改革推進を求めている。

今後は、三位一体改革の推進はもとより、現在、論議を呼んでいる地方交付税制度についても再検討すべきである。

第五 税制改革のあり方

税制改革にあたっては、公平・中立・簡素という課税原則に沿い、国民に分かりやすい税制の簡素化が必要である。

また、地域経済の担い手である中小企業を活性化させるためには、努力した者が報われる税制こそが重要であり、具体的には、かねてから懸案である法人税率の引き下げ(軽減税率の恒久化を含む)と事業承継税制の確立を最重要課題として提示する。

第六 租税教育の充実

税は国・地方が提供する公共サービスの財源である。したがって、税がなければ国や地方の各種サービスは機能しない。国民の納税義務は憲法でも定められている。21世紀の納税者は「税をキチンと支払い、その使い方を監視する人」にならなければならない。今後の行財政改革の推進にあたっては、国や地方が国民に対して実施状況を公表するなど納税者とともに進めていくことが求められる。そのための監査機能の充実も大切になる。

そこで、学校教育はもとより社会全体で租税教育に取り組み、税の役割を正しく理解して、真の納税者(タックス・ペイヤー)意識を定着させる必要がある。

これからの税制改正は、納める側が納得した上での推進が必須の条件となる。その意味からも租税教育の充実が重要である。

各論

第一 法人税制について

1.法人税の税率の引き下げ

わが国の法人税の実効税率はアメリカ並みの40.69%となっている。しかし最近、自国企業の国際競争力強化あるいは外国資本の誘致等の目的から税制を優遇している国が多い。現実には、近年、欧州・アジア諸国で法人税率の引き下げが行われている。特にイギリス、ドイツ等では実効税率が20%台にまで引き下げられている。

日本企業の国際競争力強化や国内産業の空洞化防止、さらには外国資本の国内への投資促進の観点から、法人税の基本税率について地方税を含め、大幅な引き下げが必要である。その際、租税特別措置の整理・合理化等で課税ベースを広げ、地方税を含めて、欧州・アジア主要国並みの実効税率とするよう求める。

2.中小企業軽減税率の引き下げ等

平成21年度税制改正で、中小企業等に適用される法人税の軽減税率が2年間の措置として22%から18%に引き下げられた。しかし、現在の厳しい経営環境や中小企業の担税力を考えると、中小企業に適用される軽減税率は2年間の時限措置ではなく恒久化するとともに、さらに一層の税率引き下げが必要である。また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用課税所得金額を少なくとも1,500万円程度へ引き上げるよう求める。

3.特殊支配同族会社に対する役員給与の損金算入制限

この制度は、新会社法施行に伴う課税逃れの防止策として設けられ、平成19年度税制改正で適用除外となる基準所得金額が800万円から1,600万円に引き上げられる緩和措置がとられた。しかし、この課税制度は中小企業に多大な影響を及ぼすだけではなく、その内容について、法人税・所得税という税制の根幹に関わる問題に抵触しており、制度そのものが合理性を欠いている。要件操作によって課税対象から外れることが可能であり、中小企業の間で新たな課税の不公平を生んでいる。申告手続きも複雑で、企業に負担と混乱をもたらしている。以上のような理由からこの制度については、即刻廃止を求める。

4.役員給与

最近、会社法改正、企業会計の変更等に伴い、税制面でも役員給与の取り扱いが大幅に変わり、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与以外は損金不算入とする改正が行われた。しかし、利益連動給与について、同族会社は適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で、同様の措置を認めるべきである。

5.交際費課税制度

平成18年度税制改正で、一人当たり5,000円以下の飲食費については交際費から除外された。また、資本金1

億円以下の中小企業に認められる特例も引き続き存続している。交際費課税における創設当時(昭和29年)の資本蓄積を図るといった政策目標は消失している。2009年の追加経済対策で、中小企業に対する交際費の損金算入限度額が400万円から600万円に引き上げられたが、不十分である。そこで、損金算入限度額の変更による引き上げ、損金不算入割合の撤廃、資本金の規模に関わらず一定の損金算入を求める。

6. 同族会社の留保金課税

平成19年度税制改正で、中小企業における同族会社の留保金課税は実質的に撤廃された。しかし、特定同族会社に対する留保金課税は存続しており、引き続き廃止を求める。

7. 電子申告

国税庁が2004年から運用を開始した国税電子申告(e-Tax)は、2009年3月末現在の利用率が36%にとどまっている。平成21年度税制改正では、所得税額控除制度の2年延長、所得税の確定申告時に税務署への提出を省略できる書類の拡充などの措置がとられた。さらに一層の利用促進を図るため、地方税の電子申告との一体化の検討、法人・個人に対する恒久的な税額控除制度の創設など利用促進に向けての努力が必要である。

8. その他

租税特別措置については、政策目的を果たしたものは廃止する一方、中小企業の技術革新など経済活性化に役立つ措置の新設を求める。

配当に対する二重課税については、現行の配当控除制度では不十分であり、欧州各国の制度(インビュテーション方式)を参考に二重課税の排除を求める。

第二 個人所得税制について

1. 所得税と住民税のあり方

所得税については、就業形態の多様化など経済社会の変化に伴い非納税者が増えている。基幹税としての所得税の機能を回復させるため、税負担の歪みを直し、広く、薄く負担を求めるべきである。また、住民税は応益性の観点から均等割の更なる引き上げを求める。

2. 各種控除制度の整理合理化

所得税および住民税の諸控除については、負担の公平化、税制の簡素化、少子高齢化、雇用慣行の変化、ライフスタイルの多様化等、社会構造の変化に対応して、抜本的に見直す必要がある。人的控除については、累次の改正で複雑化しているため整理・合理化し、基本的な人的控除に集約するよう努力すべきである。

給与所得控除については、制度本来の趣旨である必要経費の概算控除としては、その水準が高すぎるとの指摘もあり、特定支出控除の拡大と併せて見直す必要がある。

3. 少子化対策

人口減少社会に突入したわが国にとって、少子化対

策は国が基本政策として取り組むべき重要な課題である。政府は、2011年度までに実施する重要事項として、新しい子育て支援制度の法制上の整備を提示した。また、税制面では、低所得世帯や子育て世帯を給付金と減税で支援する給付付き税額控除が検討されることとなった。

少子化対策は、保育所の充実など本来は社会政策による施策の充実が重要となるが、一方で税制面からの配慮も不可欠である。例えば、児童に対する税額控除制度を導入し、子供が多くなるほど税負担が軽減される制度の創設を求める。なお、税額控除については、一定額は税額控除し、控除しきれない額は社会保障給付費として給付する給付付き税額控除制度の導入に向けた検討が急務である。また、フランスで実施されているN分N乗方式の導入も積極的に検討すべきである。

4. 金融所得一体課税

所得税の10種類の所得区分は現在の経済取引に適合しているとは言えない状況にある。このため、統合・簡素化や金融商品・取引間の損益通算による一体課税などが望ましい。平成20年度税制改正で損益通算の特例が一部実施されたが、まだ不十分である。経済活性化の観点からも金融所得の一体課税は実施すべきである。

5. 納税者番号制度

納税者番号制度については、最近、社会保障番号との関係整理を含め、政府部内でも議論が活発化している。電子商取引の普及、金融商品の多様化、国際化が進む中での資産移動の把握、金融所得一体課税での損益通算の際の適正な執行、医療・年金等社会保障制度との一元管理、さらには給付付き税額控除制度の導入に向けた検討などを背景に、導入の必要性が求められている。こうした点から、制度の創設・維持にかかるコスト、プライバシー保護等のセキュリティ確保のための法整備等の前提条件を明確にした上で、納税者の利便性も考え、制度の導入に向けて検討すべきである。

第三 相続税制について

1. 相続税

現行の相続税は、法定相続分課税方式と言われ、昭和33年以来、50年間施行されてきた。しかし、平成20年度税制改正で、新しい事業承継税制の創設が謳われ、同時にこれに合わせて相続税の課税方式を個人単位の遺産取得課税方式へ移行することになったが、見直しは先送りとなった。今後、税制改正が行われる場合には、新たな課税方式への移行のため、税率構造、基礎控除、非課税・軽減措置などについて大幅な見直しが見込まれる。

しかし、わが国の相続税の負担率は欧米主要国とほぼ同じ水準であり、改正後も現行水準を維持し、これ以上の課税強化とならないよう求める。また、中小企業の事業承継とも関連するので、事業承継に十分な配慮を求める。

2. 贈与税

政府の追加経済対策として、住宅購入や増改築の場合、2009年1月から2年間の時限措置として別枠500万円まで

で非課税とする措置がとられた。しかし、これはあくまで限定的なもので、個人の資産移転としての対象が限定されたものになっている。このため、贈与税のあり方については、相続税の見直しと併せ、総合的な見地から再検討するよう求める。

3. 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度は、20歳以上の子が65歳以上の親から受ける贈与（非課税枠2,500万円、住宅取得資金の場合は65歳の年齢制限なしで3,500万円）について、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算することになっている。この制度については、非課税枠の拡大と65歳から60歳への年齢制限の引き下げを求める。

第四 事業承継税制について

わが国の中小企業は、地域経済の活性化や雇用にも大きく貢献している。その中小企業が、相続税負担が主たる原因で、事業承継ができなくなるとすると、地域経済はもとより日本経済にとっても大きな損失である。こうした状況を踏まえ、法人会では長年にわたり欧米並みの「事業承継税制の確立」を訴え続けてきたところである。

事業承継税制について、欧米諸国の実情をみると、相続税体系は多様であるが、事業承継税制を優先させるとの考え方で一致している。さらに、各種特例や優遇措置が整備されている。

一方わが国では、事業後継者を対象にした相続税および贈与税の納税猶予制度が平成21年度法制改正で創設されたものの、欧米の制度に比べると内容、要件等が不十分であり、とても本格的な事業承継税制と呼べるものではない。

特に、自社株の課税価格の80%に対応する相続税を納税猶予する制度については、①原則として中小企業基本法で定める中小企業が対象となること、②相続人は、会社の代表者であり、同族関係者として発行済株式総数の50%超を保有かつ同族内で筆頭株主である場合に限られる、③5年間、雇用の8割以上（厚生年金および健康保険加入者をベース）を維持しなければならない、④株式を実質的に処分できない等、厳しい適用条件が課されている。贈与税の納税猶予制度についても、ほぼ同様の条件が課されている。このため、事業承継の対象は限定的なものにならざるを得ず、要件の緩和や是正は是非とも必要である。については、適用要件の緩和と引き続き欧米並みの本格的な事業承継税制の確立を求めたい。

第五 消費税制について

1. 消費税率引き上げの条件

消費税は、消費一般に広く公平に負担を求めるものであり、少子・高齢化による財政需要の拡大などを考慮すると、近い将来、消費税率を引き上げざるを得ないと認識する。ただし、それ以前に行財政改革の徹底、歳出の削減などを行うべきであり、構造改革の進展や景気情勢などについても配慮すべきであることは言うまでもない。

また、消費税を福祉目的税にすることについては、財政

の硬直化を招くので、避けるべきである。しかし、現在、消費税が年金、介護など社会保障の財源に充てられているので、今後消費税率を上げる際には、段階的に行うとともに、社会保障支出と負担の関連を明確化して、国民の理解を得る必要がある。

2. 滞納防止

消費税は本来、預り金的性格を持つ税金であるため、滞納防止策として中間申告やe-Taxの普及等、制度、執行面で一層充実した対策が望まれる。

第六 地方税制の見直しについて

1. 固定資産税の軽減

固定資産税については、商業地を中心に実効税率が上昇を続け、都市部において重税感が高まっている。そこで、都市計画税と併せて制度の見直しと負担軽減を求める。

宅地と事業用地については、資産の収益力に着目した収益還元価格で評価する方式に改めるよう求める。また、事業用地については、居住用宅地に準じた負担軽減措置を設けるべきである。

居住用家屋については、再建築価格方式でなく、家屋の経過年数に応じた評価方法に改めるべきである。

土地の評価体制については、国土交通省、総務省、国税庁が各省庁の目的に応じた評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制の一元化を行うべきである。

2. 事業所税の廃止

事業所税は固定資産税との二重課税的な性格を持っている。また、最近、市町村合併の推進で課税対象が拡大している。このため、速やかに廃止すべきである。

3. 申告納税の合理化

行財政改革や納税者利便性等の観点から、国税と課税対象を同じくする法人事業税、法人・個人の道府県民税や市町村民税について、地方消費税の執行をモデルとして、納税手続きの一層の合理化を図る必要がある。

4. 超過課税・法定外目的税

市町村民税の超過課税は主として法人を対象に行っており、その課税目的は必ずしも明らかでない。課税の公平原則にも反するもので、速やかに廃止すべきである。

また、法定外目的税については、環境対策から導入される事例が多いが、独自課税の実施にあたっては、税の公平・中立の観点から法人企業に対する安易な課税は避けるべきである。

第七 環境税制について

環境問題については、地球温暖化対策として各種の構想や提案が行われている。しかし、具体的に税制面でどう対応するかについては、政府部内で結論が出ていない。このため、当面は国内外の議論を注視し、環境政策との調和、石油税等既存の税制との調整を図りつつ、幅広い観点から積極的に検討するよう求めたい。

決算期別税務講習会の開催!!

6月・7月・8月の決算法人を対象に法人税及び消費税についての講習会を下記の通り開催しました。法人会で作成したテキスト『わかりやすい会社の決算・申告の実務-法人税申告へのアプローチ 平成21年度版』及び税務署資料等を使い、講師は関東信越税理士会春日部支部の先生方をお願いした。

日時・会場等

月日	時間	講習会場
7月21日(火)	午後2時～4時	久喜総合文化会館
7月22日(水)	午後2時～4時	岩槻本丸公民館
7月23日(木)	午後2時～4時	春日部市民文化会館
10月20日(火)	午後2時～4時	岩槻本丸公民館
10月21日(水)	午後2時～4時	久喜総合文化会館
10月22日(木)	午後2時～4時	春日部市民文化会館

10月開催予定



春日部税務署 中村上席調査官(久喜会場にて) 臼井佐知子先生(久喜会場にて)



久住良平先生(岩槻会場にて)



青木伸夫先生(春日部会場にて)

セミナー開催

人間関係に強くなる! 貴方らしさを素直に表現できるマナー 第一印象をグッと良くする! 実践マナー講座

(社)春日部法人会
(社)行田法人会共催

平成21年8月21日(金) 13:30～16:30 於:久喜市商工会館

社会は組織で成り立っています。組織を動かすのは「人」人材です。優れた企業人、組織人になるために社会の変化とともに自分を成長させ、常に向上意識を持ちながら積極的に仕事に取り組む姿勢が求められます。この心構えを持った人がビジネスにおいて相手を信用させるポイントとして「マナー」が重要な役割を果たします。その人の立ち振る舞い一つで良くも悪くも印象が大きく異なり、ひいてはその企業の業績にも関わってきます。本講座では、自分と相手を生かすマナーのポイントを実習を通して学んでいただきました。参加者は長時間であったが、熱心に受講していました。

講師紹介 (株)ブレーン選任講師 ^{いけだ ひろみ} 池田 泰美氏

富士写真フィルム株式会社取締役秘書として7年間勤務後、経験を活かし株式会社ワールドにおいて新入社員研修、販売研修等の人材教育指導担当を務める。その後カラー分析、イメージコンサルティングを学び、カラーコーディネーターとして各種セミナー・講演を行う一方で、接遇・接客サービス研修で活躍中である。

カリキュラム

1. ビジネスマンの心構え
2. 社会人として必要なマナー
挨拶の仕方や名刺の渡し方
3. 言葉遣いの基本
話し方と言葉づかい
4. 電話対応の基本
電話の受け方・かけ方
5. 接客対応の基本、心構え
6. その他



女性部会 研修事業「第2回で当地巡り 白岡」

女性部会の事業として「地元を知ろう」との企画で12支部を順次巡ることになりました。

昨年菖蒲町で第1回目を行い、今回で2回目です。白岡町は「梨」の出荷量埼玉県第1位です。その特産品「梨」を題材に菓子や飲料等で町おこしを行っています。

今回はその「梨」の季節に合わせて、梨畑を見学、旨い梨を味わってもらおうとの企画としました。

女性部会員他約80名が白岡町保健福祉総合センター「ハビス白岡」に集いました。春日部税務署熊藤副署長に「国税における高齢化社会の影響」と題して講演をお願いし、その後租税教育用紙芝居「カッパのいたずら」を上演して、この紙芝居を使って女性部会が租税教育に取り組むことを確認しました。

休憩をとった後、手芸教室「縁起亀」作りを体験した後、梨畑見学に行き、梨栽培の苦労話や極意等を聞きながら、甘い梨を頬張りました。

平成21年9月1日(火)午前11:30～
於:白岡町保健福祉総合センター ハビス白岡
税務研修 手芸講座(縁起亀作り)& 梨畑見学



司会 宇津城組織委員長



橋本女性部会長



井上白岡支部長



黒須白岡支部女性部会長



春日部税務署 熊藤副署長 講演



紙芝居「カッパのいたずら」



縁起亀作り



梨畑にて

国税に関する申告・納税がインターネットで行えます。

e-Tax

ネットでどこでも申告・納税

「e-Tax」を利用して所得税を申告すると次のようなメリットがあります。

最高5,000円の税額控除

添付書類の提出省略

還付金がスピーディー



法人会キャラクター けんた

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

法人会

「e-Tax」ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

平成21～22年度 役員について

役員名簿 89名(理事86名・監事3名)

役職名	氏名	法人名	支部
会長	野原 宏	野原種苗(株)	久喜
副会長	岩崎 兵吉	岩崎工業(株)	蓮田
〃	高浜 彰男	高浜商事(株)	幸手
〃	伴 光治	光和衣料(株)	菖蒲
〃	荒木 節夫	(株)ほてい家	岩槻
〃	山崎 哲男	(株)明治住設	春日部
専務理事	松岡 康隆	(社)春日部法人会	
常任理事	田中 祥皓	(株)ノアシステム	春日部
〃	松田 進	STACK(株)	春日部
〃	佐藤 松夫	(株)サトウ楽器	春日部
〃	河津 顕修	(宗)浄源寺	岩槻
〃	萩原 良咲	(株)萩原電機	岩槻
〃	竹内 光男	竹内電気(株)	岩槻
〃	鈴木 逸郎	寒梅酒造(株)	久喜
〃	増川 準次	(株)ますかわ電気	久喜
〃	山崎 俊雄	(株)ヤマコー	蓮田
〃	鯨岡 文夫	鯨岡設計(株)	蓮田
〃	大隈 春雄	丸金(株)	幸手
〃	大塚 辰男	(株)大幸興業	幸手
〃	中村 幸雄	中村建設(株)	宮代
〃	井上 堅一	(株)井上工務店	白岡
〃	遠藤 勝三	協立運輸(株)	栗橋
〃	白石 一郎	(株)白石建設	鷺宮
〃	矢島 紀一	(株)矢島商店	杉戸
〃	堂坂 信行	(株)堂坂機械製作所	庄和
〃	関永 一徳	(有)関永測量事務所	宮代
〃	吉田 茂	(有)吉田製作所	蓮田
〃	橋本 光恵	(有)ボンデザール	春日部
理事	田中 潤一	DECOSIGN東美(株)	春日部
〃	鶴見 裕	(株)鶴見装備	春日部
〃	早川 芳夫	(有)早川工業所	春日部
〃	田中 彦八	(株)田中測量設計事務所	春日部
〃	長谷川太郎	三笠産業(株)春日部工場	春日部
〃	眞野多加史	ペアロン工業(株)	春日部
〃	林 茂男	(有)林情報サービス	春日部
〃	多ヶ谷章市	(株)多ヶ谷商店	岩槻
〃	藤堂 昇	(株)薬師	岩槻
〃	長野 進	(株)長野商店	岩槻
〃	矢作 恒良	(株)雛の廣榮	岩槻
〃	山田 一徳	(有)山田入形店	岩槻
〃	遠藤 正義	(株)カネショー	岩槻
〃	齋藤 文次	齋藤手袋(株)	久喜
〃	塩崎 徹	(株)塩崎テクノブレイン	久喜
〃	池田 久	(株)東武百貨店	久喜
〃	齋藤 恵	(株)エル・サイトウ	久喜

役職名	氏名	法人名	支部
理事	富田 穰	(有)ケーエス商会	蓮田
〃	吉岡 延次	(有)吉岡新聞店	蓮田
〃	大島 勲	ハギワラ(株)	蓮田
〃	岩崎 一隆	(株)岩崎食品工業	蓮田
〃	中村 章一	中村電設工業(株)	幸手
〃	佐野 猛	(株)さしま通商	幸手
〃	岩上 幸二	(有)イワカミ	幸手
〃	坂巻 庄治	(有)坂巻材木店	宮代
〃	秋場 清	秋場不動産(株)	宮代
〃	鈴木 充	(株)鈴木工務店	宮代
〃	深井 義秋	千代田冷機(株)	宮代
〃	山田 孝夫	(株)リカーショップ騎西屋	白岡
〃	関山 功一	(有)ニュー白岡不動産	白岡
〃	折原 良一	(有)三友建築	白岡
〃	弓木 裕一	(株)弓木電設社	白岡
〃	山田 晴康	(有)騎西屋油店	白岡
〃	大熊 昭祐	(株)埼玉原種育成会	菖蒲
〃	尾野 嘉昭	カネオ興運(株)	菖蒲
〃	進藤 和夫	(株)進栄電気	菖蒲
〃	中村 長利	(株)中村印刷	菖蒲
〃	遠藤 謙吾	トーエイ物流(株)	菖蒲
〃	吉田 幹男	(株)吉田屋呉服店	栗橋
〃	秋庭 秀康	(有)アキバ宅建	栗橋
〃	番場 篤	(有)大和興業	栗橋
〃	坂田 昇一	(株)坂田測量設計事務所	栗橋
〃	中島 安三	(有)中島建築	栗橋
〃	野村 徳明	(有)ブティッククノ	鷺宮
〃	矢納 重則	矢納製菓(株)	鷺宮
〃	崎浜 秀世	(有)ワコーハウス	鷺宮
〃	飯島 利昭	(株)いいじま	鷺宮
〃	橋本 宏之	大東印刷(有)	鷺宮
〃	栗田 政明	(株)共同設計社	杉戸
〃	渡辺 孝	(有)渡辺新聞店	杉戸
〃	田中 昌夫	(株)東洋	杉戸
〃	若木 健一	(株)杉戸電設	杉戸
〃	中川 定雄	(株)イー・エス・ビー	杉戸
〃	染谷 知英	(有)染谷ハウジング	庄和
〃	関根 正男	関根ハウジング(株)	庄和
〃	菊池 隆喜	(有)菊池建設	庄和
〃	染谷 重明	(有)染谷材木店	庄和
〃	田口 義明	(株)田口土木	庄和
監事	福島 貞夫	(有)福島製作所	春日部
〃	小宮 康弘	(株)三和商会	岩槻
〃	青木 栄	(有)青木自動車	庄和

顧問	村田 聡幸	(有)ムツミ	春日部
----	-------	--------	-----

委員会名簿 (◎委員長 ○副委員長)

総務委員会 (13名)	研修委員会 (13名)	組織委員会 (15名)	広報委員会 (12名)	厚生委員会 (13名)	税制委員会 (13名)
◎河津 頌修(岩 楓)	◎田中 祥皓(春日部)	◎松田 進(春日部)	◎関永 一徳(宮 代)	◎増川 準次(久 喜)	◎萩原 良咲(岩 楓)
○鈴木 逸郎(久 喜)	◎栗田 政明(杉 戸)	○多ヶ谷章市(岩 楓)	○矢作 恒良(岩 楓)	○大熊 昭祐(菖 蒲)	○崎浜 秀世(鷺 宮)
○佐藤 松夫(春日部)	○菊池 隆喜(庄 和)	○山崎 俊雄(蓮 田)	○齋藤 忠(久 喜)	○田中 潤一(春日部)	○田中 昌夫(杉 戸)
鶴見 裕(春日部)	眞野多加史(春日部)	早川 芳夫(春日部)	○佐野 猛(幸 手)	長谷川太郎(春日部)	田中 彦八(春日部)
鯨岡 文夫(蓮 田)	長野 進(岩 楓)	竹内 光男(岩 楓)	○遠藤 謙吾(菖 蒲)	藤堂 昇(岩 楓)	山田 一徳(岩 楓)
大塚 辰男(幸 手)	池田 久(久 喜)	遠藤 正義(岩 楓)	○坂田 昇一(栗 橋)	富田 穰(蓮 田)	塩崎 徹(久 喜)
中村 幸雄(宮 代)	吉岡 延次(蓮 田)	齋藤 文次(久 喜)	林 茂男(春日部)	大隈 春雄(幸 手)	大高 勲(蓮 田)
井上 堅一(白 岡)	岩上 幸二(幸 手)	中村 章一(幸 手)	岩崎 一隆(蓮 田)	秋場 清(宮 代)	大隈 春雄(幸 手)
中村 長利(菖 蒲)	深井 義秋(宮 代)	鈴木 充(宮 代)	関山 功一(白 岡)	山田 孝夫(白 岡)	坂巻 庄治(宮 代)
遠藤 勝三(栗 橋)	山田 晴康(白 岡)	折原 良一(白 岡)	橋本 宏之(鷺 宮)	番場 篤(栗 橋)	弓木 裕一(白 岡)
白石 一郎(鷺 宮)	中村 長利(菖 蒲)	進藤 和夫(菖 蒲)	渡辺 孝(杉 戸)	矢納 重則(鷺 宮)	尾野 嘉昭(菖 蒲)
矢島 紀一(杉 戸)	吉田 幹男(栗 橋)	秋庭 秀康(栗 橋)	染谷 重明(庄 和)	若木 健一(杉 戸)	中島 安三(栗 橋)
堂坂 信行(庄 和)	飯島 利昭(鷺 宮)	野村 徳明(鷺 宮)		関根 正男(庄 和)	染谷 知英(庄 和)
		中川 定雄(杉 戸)			
		田口 義明(庄 和)			

青年部会役員名簿 (※各支部部会長)

役職名	氏名	法人名	支部
部会長	吉田 茂	(有)吉田製作所	蓮 田
副部会長	※小林 達郎	(株)針 屋	幸 手
〃	※上條 哲弘	(有)上條保険事務所	鷺 宮
〃	※橋本 行正	(有)ボンデザール	春日部
〃	※田口 雅弘	田口物産(株)	岩 楓
〃	※海老原 裕	(株)海健プロパン	宮 代
〃	※斉藤 常明	(有)学校裏	菖 蒲
〃	※野木 雄三	野木タクシー(有)	栗 橋
〃	※石原 保	(株)石原造園土木	庄 和
会 計	※岩上 利彦	(有)セントラルライズエージェンシー	白 岡
〃	※折原 正典	(有)甲子米菓	久 喜
監 事	※西野日出夫	(有)西野商事	蓮 田
〃	※菅原 千晶	(株)スガワラ工業	杉 戸
幹 事	山口 剛一	(株)山 勝	春日部
〃	斎藤 芳尚	(株)丸 八	春日部
〃	新井 森夫	新井ポンプ工業(株)	岩 楓
〃	田名網淳一	協栄紙工(株)	岩 楓
〃	飛高 孝保	(有)飛高酒店	久 喜
〃	夢川 善裕	(学)夢川学園音楽台あけほの幼稚園	久 喜
〃	小森 豊政	(株)小森工務店	蓮 田
〃	須賀 章好	(株)須賀酒販	蓮 田
〃	吉田 光宏	(有)幸手ゴルフセンター	幸 手
〃	無量小路俊宏	睦合金(株)	幸 手
〃	大島 和弘	(有)大 植	宮 代
〃	深井 伸一	(株)大勇建築工業	宮 代
〃	明野 真久	昭和タクシー(有)	白 岡
〃	斎藤 俊明	(有)斎藤金型製作所	白 岡
〃	瀬田 博文	(有)瀬田花屋	菖 蒲
〃	大熊 一郎	(株)大熊本店	菖 蒲
〃	内田 宏晃	トータルプラン(有)	栗 橋
〃	宮田 和彦	(株)たつみ工芸	栗 橋
〃	大塚 勝彦	(株)三紀木材ホーム	鷺 宮
〃	渡邊 彰人	(有)ヘアーサロンワタナベ	鷺 宮
〃	中野 恒明	(有)中野運輸	杉 戸
〃	足利 芳郎	(有)アダップ広告社	杉 戸
〃	大柴 英俊	(株)三和文具	庄 和
〃	林 哲雄	(有)エス・エス・ディー	庄 和
顧問	井上 堅一	(株)井上工務店	白 岡
相談役	田口 義明	(株)田口土木	庄 和

女性部会役員名簿 (※各支部部会長)

役職名	氏名	法人名	支部
部会長	※橋本 光恵	(有)ボンデザール	春日部
副部会長	※黒須佐智子	クロス磯油(株)	白 岡
〃	※新井はま子	(有)新井電気	菖 蒲
〃	※中村 和子	中村送電(株)	杉 戸
〃	※関 文子	喜光工業(株)	幸 手
〃	※柿沼かつ江	柿沼工業(株)	栗 橋
〃	※宇津城信代	(株)シンコーハウス	久 喜
常 任	※斎藤千恵子	(株)齊藤運輸	蓮 田
〃	※持田 晶子	(株)持田建設	宮 代
〃	※弓指みさ子	(有)ユミサシ工芸	庄 和
常任・監事	※戸塚 順子	(株)東 玉	岩 楓
常任・監事	※見坂 操	(株)広 見	鷺 宮
委 員	岩谷 捷代	(株)甲 子	春日部
〃	山口 歌子	(株)山 勝	春日部
〃	関根久美子	(株)せきね	春日部
〃	鳥田 里子	(有)鳥田商事	春日部
〃	萩原千枝子	(株)萩原電機	岩 楓
〃	森田 一美	(株)森 甚	岩 楓
〃	遠藤セイ子	(株)カネショー	岩 楓
〃	根本 純子	富士梱包資材(株)	久 喜
〃	蓮江 澄代	(医)蓮江病院	久 喜
〃	狩野 敏子	寿倉庫(株)	久 喜
〃	深江 瑞枝	日信土地(株)	蓮 田
〃	菅原 善子	アースプラン(株)	蓮 田
〃	佐々木幸子	(医)桃李会	蓮 田
〃	大塚スミ江	(株)大幸興業	幸 手
〃	花輪喜美江	(株)花輪工業	幸 手
〃	柴崎千代子	宮森電気(株)	幸 手
〃	深井 恵子	千代田冷機(株)	宮 代
〃	加藤 洋子	(有)加藤園	宮 代
〃	倉持 久代	白岡工業(株)	白 岡
〃	杉崎 操	杉崎建設(株)	白 岡
〃	野口はやみ	(有)大 浜	菖 蒲
〃	長谷川由美子	成田管工(株)	菖 蒲
〃	長島なつ枝	(有)長島商店	栗 橋
〃	岡安 敏江	(有)岡安建材店	栗 橋
〃	松本 元美	(株)東陽サービス	鷺 宮
〃	梅田 典子	梅田製麺(株)	鷺 宮
〃	岩田 時子	岩田建設(株)	杉 戸
〃	関 美子	(株)セキ薬品	杉 戸
〃	関根アサ子	関根ハウジング(株)	庄 和
〃	遠藤 洋子	(有)庄和商事	庄 和

理事会開催

平成21年9月11日(金)
於:春日部市大塚会議室



田村署長挨拶

当日は野原会長挨拶のあと、春日部税務署 田村署長にご挨拶を頂戴し、以下の議題を審議の上可決した。

- ①「平成21年度会員増強運動」実施計画(案)について
- ②社会貢献運動「花と緑いっぱい運動」について
- ③法人会の集いについて (H21.10.27予定)
- ④公益法人制度改革について
- ⑤e-Taxの利用推進について
- ⑥その他

7月の春日部税務署の定期異動により、署長以下幹部職員が異動となった後の初めての理事会であり、各役員との初交流会となった。

青年部会 第4回「ミニセミナー」

「税務調査において誤りの多い事項」

講師

春日部税務署 法人課税第一部門統括国税調査官
山崎 義雄 氏

青年部会では、部会活動の活性化とそのメリットについて検討した結果、「セミナー」「情報交換」「懇親」をキーワードとして事業活動を展開している。ミニセミナーの第4回目は蓮田支部で担当し、税務調査での経験豊富な山崎第一統括官より講義を頂いた。若手経営者として、知っておかなければならない事項であり、約30名の部会員が熱心に受講していた。

平成21年9月15日(火)
於:蓮田市商工会館会議室



吉田部会長あいさつ



講師 春日部税務署 山崎第一統括官



熱心に受講

春日部法人会 インターネットセミナーのご案内

春日部法人会のホームページからセミナーが受講できます。
お好みのセミナーをパソコンから選んでいただき、マウスでクリックするだけで、「映像」と「音声」による本格的セミナーが視聴できます。

春日部法人会

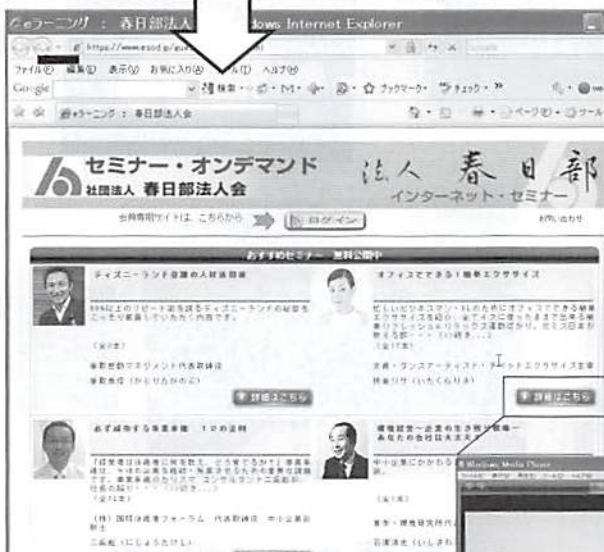
検索

で検索いただけます。



ID・パスワードは
会員専用ID: **0527**
パスワード: **3551**

ホームページからバナーをクリック



経営に役立つ情報や
ヒントが満載

何時でも・何処でも・
好きなだけ

テレビを見るのと同じように
視聴できます

映像と音声による
本格的セミナー!

会員は専用IDとパスワードを
入れる事により多くのコンテ
ンツが視聴可能となります。

無料

会員ID

0527

パスワード

3551

ログイン



支部だより

杉戸支部

商工会との合同研修会
弁護士石田靖久先生「男と女の法律相談」
平成21年8月28日(金)



庄和支部

庄和夏祭り 青年部会出店
平成21年8月29日(土)

蓮田支部

蓮田まつり
「花と緑いっぱい運動」
平成21年8月22日(土)



菅蒲支部
税に関する講習会「相続税編」
於あやめ会館
平成21年8月7日(金)

白岡支部

白岡まつり「花と緑いっぱい運動」
平成21年8月2日(日)



鷺宮支部

萌フェスティバル
鷺宮町商工会と共催
鷺宮町庁舎駐車場
平成21年7月19日(日)

春日部支部

女性部会研修会
富岡製糸場跡にて
平成21年9月9日(水)



宮代支部

税制改正研修会
平成21年9月9日(水)



会員の声



いつも幸せ

蓮田支部 (有)西野商事
西野 日出夫

何時まで続くのかなあこの不景気…。
「金は天下の回り物」とは言うけれど、どうもウチの前は迂回しているようで…。とんとさっぱりだ。
それでもそれなりの幸せは感じている訳でして。
その日の予定表通りに事が進んだ上、翌日分まで済ませることができた。
ああ幸せ…。
晩酌の肴、ちよいと一捻りされてる。

ああ幸せ…。

日常での「ちょっとした幸せ」を感じ取る、これが肝要だと考えます。

面白いもので、幸せを感じ取るアンテナをピンと張ることを覚えると、日々の生活に充実感を得ることができるようです。単純なんです私私は…。

父の後を継いで22年。振り返ってみると色々なことがありました。嫌なこと、受け入れ難いことなども数え切れないほどありました。

でもその大半が実は「己の受け止め方次第でどうにでもなる事」だったように思えます。

これから先も「できるだけ笑顔」で、「元気良く澆刺」と生き抜いて行きたいものです。

…ああ、宝くじ当たんねえかなあ…。ふう。

想うがまま



伝統的建材と新建材について

岩槻支部 (株)大忠
大槻 忠男

日本の気候は主に高温多湿であるから、健康的な住まいは必須である。そこで「本物の健康的な住まい」とは何か、建築材料について考えてみたい。

まずは「伝統的建材」……自然乾燥の木材や藁、土壁、茅、竹、和紙、漆喰など、昔から使われてきた建材は、自然のちからを使って作られるので、環境に対する負荷が少なく、また地域でとれる材料を使うので、いわゆる「地産地消」にもなり、一石二鳥にも三鳥にもなる。

対する「新建材」は、合板やベニヤ、アルミサッシや鉄骨などを指す。いずれも人工的、化学的な合成・加工・精練などのプロセスが必要で、伝統的建材とは比較にならぬ程莫大なエネルギーを消費し、また地球環境にも負荷を掛ける。例えば二酸化炭素排出量など、木材を1とすると鉄は53倍、アルミニ

ウムは220倍も多いのである。

自然環境を考えるなら伝統的建材をもっと有効に活用すべし、と私は常々言っている。自然環境だけではなく、地場産業の発展にも、伝統的建材の利用は大変に有効である。確かに今はコストダウンの家づくり、価格競争の時代ではあるが、寿命の短い家を「スクラップ&ビルド」の繰り返しでは、いずれ限界が来る。家の耐久性、壊した後はゴミとなる産業破棄物など、いずれも避けては通れない問題ばかりである。

全てとは言わないにせよ、伝統的な建材をもっと活用すべきである。部分的でも構わない。とにかく使い、次の世代へ技術を残す事が大事である。何故なら、伝統的なものには今に伝わるだけの価値があり、歴史の重みがあり、そして先人達の知恵が詰まっているからである。

本物の木材は古い(樹齢が長い)から価値が出る。汚れても、少々割れてもそれは味である。本物ならではの良さである。

まずは関心を持つこと、そして知識を持つこと。そこから伝統的建材への理解が深まり、活用への道が開けると私は考えている。ぜひ一度、お考えいただきたい。



WOOD POWER (株)大忠

木の情報発信基
木の博物館 **木力館**

TEL.048-799-1560 / FAX.048-799-1785



● 会員の声



花とおじさん

宮代支部 (有)加藤園
加藤 昭男

今年度から支部役員をおおせつかっております。法人会の活動は、主に税務関係と「花と緑いっぱい運動」で、特に毎年恒例である商工会主催の産業祭にて、来場者に花の種や税のチラシやマンガを配布しています。この活動は法人会を知ってもらうのに大変目立った行動だと思っています。しかし、諸先輩より、会の目的や組織、活動内容

等を聞き、これからは広報等を熟読し、法人会の真髓を修得する為、多少勉強しようと心掛けていきます。

私事ですが、来年60歳になるので残り少ない人生を、法人会の事半分、仕事、健康、家庭、ボランティア、それと趣味の錦鯉鑑賞、ゴルフを体が動くまでは、自分を中心に過ごしていこうと思っています。

私の事業は花と緑に関するものなので、この道35年の経験を生かし、もし相談を受ければ住み良い癒しの景観を維持する為に誠意を尽くしたいと思います。

再度会員の皆様と親睦を通じて交流を図り、地域に貢献できれば幸いです。

花には水を人には愛を

● 新会社 PR学 戦略PR

PRコンサルタント 大津 彬裕

戦略PRは総合PR

最近、PRの世界で「戦略PR」という言葉がよく使われるようになった。本も何冊か出ているし、読まれた方もおられるだろう。これまでPRのことを書き続けてきたのだが、これに「戦略」がつくのはどんな意味合いがあるのだろうか。

「戦略」とは、もちろん軍事用語。「戦術」に対する言葉である。三省堂の「新明解国語辞典」によると、「戦略」は、敵に勝つための大局的(総合的)な方法や計略、「戦術」は、戦闘に勝つための手段・戦略とある。戦略は大きな戦争に勝つための総合的な方法、戦術は個々の戦闘に勝つための手段だ。「戦略PR」は、「総合PR」と言い換えてもよさそうだ。

それでは、「総合PR」とは何か。その前に、理解しておかなければならないことがある。

これまでの広告全盛時代には、会社や製品の宣伝には広告が主で、PRが従という考え方が強かった。

ところが、①大不況で企業にテレビなどのマスコミ広告に莫大な費用を支払う余裕がなくなった②消費者は一方的で押し付けがましい広告に食傷気味で、とりわけテレビ広告にアレルギー症状が出てきて、広告の効果が薄まってきた③インターネットのブログやSNSの普及で、消費者個人が自分で商品やサービスを評価して発信し、他の消費者と意見を交換できる双方向型の態勢が整ってきた…などを背景にして、主、従が逆転。PRは広告より広い概念で、広告はPRの一環であるという考え方が広まってきた。

これまで何度も書いてきたように、PRの方が、時間がかかるにしても、費用対効果比や信頼度から考えると、

勝っていることが理解されてきたのである。

PRと広告でトータル知名度アップを

だからといって、「戦略PR」は、PR一本槍で進めようというのではない。記事とも広告ともつかない広告のニュース化といわれる「記事風広告」がよく、新聞や雑誌に登場することから明らかのように、最近、PRと広告の垣根が低くなってきており、PRと広告の併用が唱えられている。

日本の大手PR会社は、パブリシティ、つまりマスコミへの掲載(露出)を主眼にしてきた。PRを広告、さらにセールスプロモーション(販促活動)と組み合わせ、PRを広告に先発させるなど、そのタイミングを調整することで、トータルでより大きな販売効果が得られるというのが、「戦略PR」の考え方である。

マスコミへの露出による知名度は、必ずしも販売拡大に結び付かないという現状認識がその根底にある。その露出による知名度アップをどう購買につなげるかが「戦略PR」の問題なのである。

【筆者紹介】 大津彬裕(おおつ・よしひろ)
東京教育大学卒。昭和37年読売新聞社入社。社会部・外報部・解説部記者を経て、共同PR社顧問。現在、PRコンサルタント。慶応、玉川、相模女子大学非常勤講師を歴任。「ブランドは広告でつくれる」(翔泳社、共訳)など著訳書多数。



《厚生委員会だより》

I 大同生命保険株式会社

埼玉支社 春日部営業所 TEL.048-734-3371 FAX.048-739-1156

役員1人1社紹介運動

1,000

実施中!!

制度発足から38年を迎えた『経営者大型総合保障制度』は、
全国で19万社の会員企業にご採用いただいております。

標準保障額算定キャンペーン実施中!!

※標準保障額の算定については、担当者へお申し付け下さい。

II AIU保険会社

さいたまISオフィス TEL.048-650-7670 FAX.048-648-5844

「政府労災があるから」と安心していませんか？
それだけでは補償が足りない場合があります！



政府労災保険ではカバーされない範囲をしっかりと補償！
『ハイパー任意労災』が貴社の経営と働く人を守ります。

ハイパー 任意労災 の特長

- ① 労災認定を待たずに保険金をお支払いします。
- ② 保険金をご契約者である企業様へお支払い。
- ③ 証券1枚で下請け作業員・1人親方・派遣社員などすべての働く方が補償の対象になります。
- ④ 定額+労災賠償のダブル補償です。
- ⑤ 人数を問わない契約方式で、人員の増減があっても自動的に補償を開始します。
- ⑥ 法人会制度として割安な掛け金です。弊社の制度推進員をよろしくお願いたします。

越谷支社 TEL.048-985-6264 FAX.048-985-6284

III アメリカンファミリー生命保険会社

埼玉総合支社 TEL.048-645-0861 FAX.048-645-1380

がん対策の動向について

国のがん対策を計画的に推進することを目的とした「がん対策基本法」が施行されて2年が経過しました。2008年は、都道府県レベルでの「がん対策推進計画」が策定されましたが、2009年はその計画を実行に移すための重要な年でもあります。

特に「がん検診」に関しましては、現状20%の受診率を2011年度末までに50%以上に引き上げるという高い目標を掲げているため、今後、住民へのがん検診実

施に向けた予算の倍増や女性へのがん検診無料クーポン券配布など「がん検診」に特化した施策が実行に移されます。

現在、がんは日本人の死因の第1ですが、診断と治療の進歩により一部のがんでは早期発見・早期治療が可能となってきました。「がん検診」はこうした医療技術に基づき、がんの死亡率を減らすことができる確実な方法です。



法人会のご案内

会員
募集中



現在、約105万社の会員企業

41都道県に442の会を擁する団体です!

税のオピニオンリーダーとして公平で健全な税制の実現のため経営者の声を政府等へアピールし、税の啓発・租税教育活動を積極的にすすめ、また、会員の研さんを支援する各種の研修会やボランティアなど地域に密着した活動を行い地域社会のお役に立っています。

健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体…これが法人会です。

法人会の基本的指針

法人会はよき経営者をめざすものの団体として会員の積極的な自己啓発を支援し納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献します

めざします。 企業の繁栄と社会への貢献

公平で健全な税制の実現のため
経営者の声を政府等へアピールしています。

税のあるべき姿を検討し、税制改正に関する提言をまとめ、政府や国会並びに地方自治体に提言活動を行っています。その結果、近年では、法人税率の引き下げをはじめ、事業継承に関する税制の創設など、中小企業の活性化に資する税制の構築に大きな成果をあげています。

税の啓発・租税教育活動を行っています。

税の大切さを理解してもらうために、新成人や学生を対象にマンガ本「税ってなんだ?」を作成・配布しています。また、各地の法人会では様々なイベントを行うほか、法人会役員が小学校を訪問して「租税教室」を実施するなど、多彩な税の啓発・租税教育活動を展開しています。

法人会は地域社会のお役に立っています。

企業も地域社会の一員として、その維持・発展に進んで貢献すべき時代を迎えています。法人会では、企業のこれらの活動を支援しながら、環境美化や老人ホームの慰問などのボランティア、被災地への募金活動など多様な社会貢献活動に取り組んでいます。

正しい税知識や経営ノウハウを
身に付けることができます。

各地の法人会では、経済、税制をテーマにした講演会、経営者向けの「経営者セミナー」や実務担当者を対象にした「決算説明会」、中小企業向けの「新入社員セミナー」などを開催しています。また、毎年、税制改正の内容や決算・申告の実務などを分かりやすく解説したさまざまなテキストを刊行しています。

さまざまな業種の人との出会いは
新しい仕事のつながりをうみだします。

法人会の研修会や、いろいろな催しに参加することでさまざまな分野で活躍される方との交流。それらは、新たな事業展開のヒントを得る絶好のチャンスと言えるでしょう。こうした積極的な情報交換を通して、お互いに経営感覚を磨き、視野を広めることができます。